

(一関市大東開発センター条例の一部改正)

改正前				改正後			
<p>(利用時間)</p> <p>第5条 開発センターの利用時間は、<u>次のとおり</u>とする。ただし、市長（指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、指定管理者。第6条第1項、第7条から第9条まで、第12条、第13条、第15条及び第16条の規定において同じ。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p><u>(1) 集会室等の貸切利用の場合 午前8時30分から午後10時まで</u></p> <p><u>(2) 宿泊利用の場合 午後3時から翌日午前10時まで</u></p>				<p>(利用時間)</p> <p>第5条 開発センターの利用時間は、<u>午前8時30分から午後10時まで</u>とする。ただし、市長（指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、指定管理者。第6条第1項、第7条から第9条まで、第12条、第13条、第15条及び第16条の規定において同じ。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p>			
別表（第10条関係）				別表（第10条関係）			
1 集会室等の貸切利用				1 集会室等の貸切利用			
利用区分	単位	使用料		利用区分	単位	使用料	
		基本使用料	冷暖房料			基本使用料	冷暖房料
集会室	1 時間	800 円	200 円	集会室	1 時間	1,000 円	200 円
談話室		200 円	50 円	談話室		300 円	60 円
食堂		400 円	100 円	食堂		300 円	60 円
2階ロビー		400 円	100 円	2階ロビー		300 円	60 円
小集会室		400 円	100 円	小集会室		300 円	60 円
茶室		200 円	50 円	茶室		200 円	40 円
産業技術研修室		400 円	100 円	産業技術研修室		500 円	100 円
和室		400 円	100 円	和室		500 円	100 円
調理実習室		600 円	150 円	調理実習室		600 円	120 円
[略]				[略]			
2 宿泊利用				2 宿泊利用			

使用料（1泊につき1人ごと）	1,050 円
備考	
1 1泊とは、午後3時から翌日午前10時までをいう。	
2 冷暖房を使用したときは、規則で定める使用料を合わせて納付しなければならない。	
備考 改正部分は、下線の部分である。	